

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（管理区域の変更）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和2年6月26日 13時40分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

照井安全審査官、藤田審査チーム員※、中村原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のテレイです。それでは本日提出いただきました保安規定の変更認可申請に関するヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願いします。それでは東京電力のほうから説明をお願いします。
0:00:20	はい、東京電力ホールディングスのホシカワです。本日は、柏崎刈羽発電所、7号炉の大物搬入建屋建て替えこちらに伴う変更について説明をいたします。説明は課長も刈羽原子力発電所のものから行います。
0:00:37	それではあの発電所からお願いいたします。
0:00:43	はい、東京電力の水谷でございます。私のほうから資料の御説明をさせていただきます。今冒頭にありましたように、柏崎刈羽原子力発電所の7号炉大物搬入建屋建て替えに伴う
0:00:59	管理区域、保全区域健康についてという資料で御説明させていただきます。こちらの内容ですが、ちょうど2年前ですね、この7号の大物搬入建屋につきまして、
0:01:16	耐震強化を実施するために建て替えの必要性が生じました。その際にですね、建て替えに伴って管理区域の変更、2年前に、保安規定の変更という形でお願いしておりますが、今回
0:01:33	この建て替えの工事が完了が近づくということで、今回また、その変更についての御説明ということになります。資料の右のページ番号、1ページ目をご覧ください。
0:01:49	こちらのまず建て替えの目的ということで今回の背景を記載させていただいてます。7号炉原子炉建屋、東側に応募の大型機器を建屋内に搬入するために大物搬入建屋が設置されております。
0:02:05	この当該建屋につきましては2次格納施設のバウンダリを構成しておりまして、基準地震動Ssに対して耐震安全性を確保する必要があります。
0:02:15	この
0:02:16	大物搬入建屋につきまして耐震安全性に関する評価を実施した結果、この建屋の地下部分にあります杭、そして上屋ですね、建物自体が耐震性を満足していないということがわかりまして耐震性向上工事が必要な状況となりました。
0:02:35	この当該建屋の周辺状況を考えまして、安全な施工ができる方針としまして、建物を一度解体撤去しまして、建物がない状態で地盤改良を行った後に耐震強化した建物、改めて建設。
0:02:52	そういう方法で耐震性向上工事を進めている状況でございます。
0:02:58	次の2ページ目に

0:03:01	参りまして、管理区域再生って保全区域変更についてということで今回の主な内容でございますがこの主な搬入建屋の建て替えにあたりまして経営管理区域設定のまま建屋の躯体解体を行うと当然建屋自体が
0:03:20	バウンダリーを構成しているという状況ですので、その密閉状態。
0:03:25	を維持することが困難であるということから管理区域設定の解除がまず必要であると、非管理区域化が必要という判断をいたしまして、本規程
0:03:37	の内容ですね、具体的には添付 2 にございます管理区域図ですね、93 条及び 94 条関連の管理区域図及び添付 3 の保全区域図、こちらは 98 条関連になります、これらの図面に変更が生じるということで、
0:03:53	ちょうど 2 年前の 2018 年 6 月に保安規定変更認可申請を行いまして、同年 9 月に英語認可いただいているという背景でございます。今回ですね、この大物搬入建屋の耐震強化に伴う建て替え工事が
0:04:11	かなり進捗しまして 9 月ごろに
0:04:14	立替工事が完了するという状況が状況になってございます。この状況に合わせて、再びですね、この非管理区域化したこの主な搬入建屋の部分を再設定すると。
0:04:30	いう目的からこの管理区域の
0:04:34	及び保全区域図、こちら再度変更が必要となりますので、今回の保安規定変更認可申請、
0:04:40	実施させていただいているという内容でございます。
0:04:45	3 ページ以降ですね具体的な変更内容でが記載されてます。まず 3 ページ目からは、
0:04:56	管理区域の再設定箇所ということで、7 号原子炉建屋の 1 階の平面図ですね、主な搬入建屋が設置されてその部分が再設定され、
0:05:10	いう内容。
0:05:11	続きまして 4 ページ目ですね、
0:05:16	こちらに管理区域全体図になりますがこちらへ保安規定に実際に記載されてます添付に管理区域図になりますが、こちらについて今回
0:05:29	再設定される大まかに建屋部分が
0:05:33	2 年前に削除した部分がまた変更で今回新たに追加される。
0:05:39	いう内容。
0:05:41	記載してございます。
0:05:42	続きまして 5 ページ目ですね。
0:05:47	こちら平面図、A1 になります。管理区域変更比較ということで、
0:05:52	変更前と変更後の図面、こちらのほうを記載して欲しい。

0:06:00	続きまして6ページ目ですね、今度はもう一つの変更点、保全区域図ですね。
0:06:07	添付3ー保全区域図、こちらの方6ページ目に記載してます。こちらも同じように甲A敷地の平面図がありまして、
0:06:19	大物搬入こう部分一度
0:06:23	解体する。
0:06:25	伴ってこの部分を削除してたものが
0:06:28	今回立替工事が
0:06:31	完了するということでまたこちら、追加したという形の変更部分をお示しております。
0:06:38	ふうん。
0:06:39	また次7ページ目ですね、こちら
0:06:45	周辺部分、拡大して変更前と変更後比較した図になってございます。主に、例えば追記されるという内容でございます。
0:06:57	以下ですね、8ページ目以降は参考ということで
0:07:03	立替前後の比較ですね、内食うと、ほとんど変更がないということが御確認いただけるですとか後工程ですね、
0:07:13	今回の
0:07:15	変更申請の工程、あと工事の工程そういったものが参考資料として載せておりますまた10ページ以降ですね。
0:07:23	こちらの
0:07:25	設置許可との整合性確認資料ということで10ページ目11ページ目12ページ目にそれぞれ参考となる資料を添付させていただいております。御説明については以上になります。
0:07:40	規制庁のテリイです。ありがとうございます。それでは質疑に移りたいと思いますけど、質問、コメントある方いらっしゃいますか。
0:08:00	すいません。規制庁フジタです質問いいですか。
0:08:04	はいお願いします。
0:08:06	すいません、保安規定と直接関係あるじゃないんですけど、耐震性の向上ってどれぐらい
0:08:16	なんですかねと、耐震性強度が上がったとかって御説明していただけたりします。
0:08:24	お願いします。
0:08:27	はい、東京電力の水谷でございます。
0:08:30	こちらですね、ちょっと定量的に、
0:08:34	お示しするというのがなかなか難しいんですが、いわゆる

0:08:40	従来の
0:08:43	耐震指針ですね。ではこちら
0:08:47	大物搬入建屋につきましては、
0:08:50	耐震
0:08:52	耐震のクラスがですね、Aクラスというのに相当する、建家でした。今回
0:09:00	Sクラスということに新しい規制基準でSクラス相当ということで、耐震評価を行ったんですが、その結果あと基準地震動自体もですね、静水という新しいものになってございますこれに対しての耐震性を評価したところ、具体的に、こちら先ほどの1ページ目に記載させ、
0:09:20	いただきましたようにくいですね、地中一杭頭上屋自体も耐専満足しないと、いわゆる変形が過大にあるとかそういったような評価結果が確認されたことから、今回そういったものを満足するように、
0:09:36	実際にそういう地盤改良した上で杭をさらに
0:09:42	Cvといたしますか、杭の本数をふやすという形で耐震性の向上を行ってますとともに、あとウェイ上屋につきましてもですね。ええと。
0:09:53	参考の8ページ目にありますように、かなり
0:09:58	柱とかなり
0:10:00	太くなって耐震性は向上しているとそういうような設計となっているという状況でございます。
0:10:12	承知いたしました。御説明ありがとうございます。
0:10:18	規制手当ですとか何かありますと、
0:10:22	規制庁ナカムラです。すいません8ページなんですけれども、
0:10:32	1ページ目で日より建屋耐震性を満足しながら、言葉は耐震設計のほうですがあたって書いてあるんですけれども、
0:10:43	ちょっと変更前と変更後で、構造には変更がないように見えるんですけれども、これが基礎の繰入
0:10:53	変更に伴って、先ほど立て替えたという形になるんでしょうかそれとも建屋自体も何かしらの耐震性向上の
0:11:03	向上したという形になるんでしょうか。
0:11:11	今日電力ミズタニでございます。両方ですね、国も
0:11:18	ふやしていますよと、建物についてもですね、柱ですとか、貼りですとかそういった各そういう構造部材でかなり強度を上げているという形でございます。ですから内食うボリュームに関してはほとんど変更がないんですが、
0:11:36	外側に例えば柱が降灰れるような形で最終的に柱が太くなっていただきます。そのような耐震補強が実施されて、

0:11:45	いう状況でございます。
0:11:48	私はした規制庁の中村です。承知しましてありがとうございます。
0:11:54	規制庁のテイル列国家何かありますか。
0:11:58	よろしいですか。それでは私のほうから何点か確認をさせていただきますけれども、
0:12:04	員数、
0:12:07	今ご説明あった通り建て替え英語では割とがっちりしているんですけど、これとの、例えば、被ばく評価とか遮へい計算とか中と、その辺に何か影響が出たりとか、
0:12:25	するんでしたっけ。
0:12:46	はい。
0:13:00	東京電力ミズタニでございますが、基本的にそういったような内容についてはすべてクリアしてるという認識でございますが、発電所 3、補足あればお願いいたします。
0:13:21	東京大学と。
0:13:24	柏崎評価グループのナカザワ撤退テイル機としかございません。
0:13:41	規制庁のテイルです。影響がないということですね。わかりました。室長それから 20 ページ目のところなんですけど許可の計 5 のところ欧米、
0:13:57	これ今添付側なんですけど、本文 9 号側って何かこの管理区域の設定とか、或いはそれに
0:14:09	そのような機会というのはないんでしょうか。
0:14:22	はい、どうぞ。
0:14:23	東京電力ホールディングスのヌマタです。こちら速度、特にここに規制がなく、今回、記載は、
0:14:29	添付書類いの 9-1 になります。
0:14:34	規制庁とりあえず本文側にはないっていうその管理区域
0:14:41	に設定するってというような文言もないってことですかね。
0:14:46	それはちょっと記憶が私もボロげなのであれなんですか。
0:14:51	本文に管理区域
0:14:55	その設定するとかっていうので。
0:15:00	書いてませんでしたっけ。
0:15:02	それで記憶違いであるかもしれません。
0:15:30	はい。
0:15:31	特に電力ホールディングスの野本です。それにそここちら確認させていただきます。

0:15:37	規制庁のテリイです。わかりました。ちょっとこちらでも確認をしたいと思いま す。
0:15:43	一つそれ航路、
0:15:49	この
0:15:50	説明資料のほうではなくてですね申請いただいているシートそのもの、
0:15:58	ここで少し確認をさせていただきたいんですけれども、
0:16:05	結構記述のところで、
0:16:08	(1)兄さん等ありまして、
0:16:14	その(1)は認可を受けた日から10日以内に施行するとなっていて、(2)(3)は 変更をもって適用し、それまでは従前の例によると、
0:16:26	というなお重機規定を置いているんですけれども、そうすると、今回
0:16:34	添付2と添付3の変更なので、10日以内に施行はするんだけど、どちらも水 位は適用されるものはなくてなくて、前日に
0:16:47	施行。
0:16:48	は施工しても何も変わってない状態が続くって理解でいいですか。
0:17:02	はい。
0:17:04	特例のホールディングスの根本です。おっしゃる通りで、
0:17:07	ここは施行後すぐに投影内容が適用されるということではございません。
0:17:17	規制庁のテリイです。わかりました。そうすると、この(2)(3)の管理区域の変 更をもって適用するっていうその管理区域の変更ってというのはどのような手順 でやられることになるんでしょうか。
0:17:47	東部電力ホールディングスのヌマタですと、柏崎のほうからこちらの内容と、
0:17:53	お答えいただいてもよろしいでしょうか。
0:18:00	スズキ刈羽原子力発電所の市田と申します。
0:18:04	社内的にはですね手続き、具体的な発電所長までの変更の承認をいただきたい との位置に変更ということになっております。以上です。
0:18:19	規制庁のテリイです。
0:18:23	例えばたらいい。
0:18:25	保安規定が現行の保安規定でも管理区域の設定会長でこの一次てきいな。
0:18:32	解除設定解除とか、
0:18:38	今増えておりますけど、それに
0:18:43	準じた。
0:18:47	ちょっと気になるということですかね。
0:18:57	柏崎刈羽原子力発電所インダです。1的な手続きと同様な手続きとなっております。 以上です。

0:19:08	規制庁のテルイですから多分、
0:19:11	それから、前回多分介助するときも同じような質問をしたような気もしなくもないんですが、なので、
0:19:21	また保安規定では、今この定まっている管理区域図の中で、今一時的に解除する場合は特にその3ヶ月であれば課長ができるC山本それを超えるのであれば、所長まで承認をとってやるということが保安規定で定められていて、
0:19:38	その上ではもう少し長期に科学的な保安規定そのものの変更が必要となっていると。
0:19:46	それで今回はその保安規定として管理区域を設定するということを保安規定変更認可ということで対応してその上でその適用については、
0:19:59	所長の承認をとる、は保安規定には直接的にはそのプロセスが定められていない。トランスファー規定の変更で対応するものだから、ここには、
0:20:09	手続きとしてはないんだけど、承認行為としては所長までやられると、そういう理解ですね。
0:20:21	柏崎刈羽原子力発電所1られて説明が不足しておりました。おっしゃる通りです。そのような手続きになっております。以上です。
0:20:30	わかりまし規制庁のテルイです。理解いたしました。それから少々お待ちください。
0:21:12	規制庁のテルイです。すいません。今設計中だのまた説明資料のほうですけども系ページ目の工程表が書いてあって今のところを予定ではその建屋の
0:21:29	硬いと扉校を地域、これあれですね、ハーフキングファイルだから、
0:21:39	失礼しました。以上今予定ではこの
0:21:44	工程表に書かれてやるタイミングで、
0:21:47	やられる。
0:21:48	予定。
0:21:49	になってる。
0:21:52	ということですね、すみません。
0:21:57	9電力のミスタニでございます。はい。そうですね、その時点で
0:22:02	バウンダリーがしっかり形成されるという、工事上のそうですね、そういうちょうどピリオドがあるという認識でございますんで、このバウンダリーができたタイミングで設定等を
0:22:17	そしてまた、管理区域答弁区域を適用過程たなどこのアトムにも多少後備立上げの売れ残ってるってということですね。わかりました。
0:22:28	少々お待ちくださいほか何かありますか。
0:22:35	少々お待ちくださいね。

0:24:50	規制庁のテレ伊でしょまた性をいたしました。失礼しました。
0:24:57	特にされ、ちなみに今の時間で本文が既許可本文側ってなんか調べられたりとかしますか。
0:25:09	東京電力の吉岡でございます。
0:25:12	本部のほうにはですね管理区域を設定するという旨記載されているので、もしよろしければこちらの資料ですね、そちらを反映した形で掲出し直すという形で対応させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。
0:25:31	規制庁のテレ伊です。本文側にも書いてあるということであれば
0:25:36	それを反映して資料が提出していただければというふうに思います。
0:25:46	東京電力の吉岡でございます承知いたしました。
0:25:50	はい。規制庁のテレ伊ですとか何かありますでしょうか。
0:25:57	NDSから大丈夫ですか。
0:25:59	はい。
0:26:01	なければ、
0:26:06	これでヒアリングを終了したいと思います。また資料確認してですね何かあれば改めて名ヒアリングの場を設定させていただこうと思いますけれども、
0:26:22	その時はご対応お願いいたします。
0:26:33	よろしいですかね。
0:26:36	東京電力ホールディングスのホシカワです。かしこまりました。はい。それでは本日のヒアリングはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。
0:26:47	はい。
0:26:50	ありがとうございました。